

首都圏における広域降灰対策具体化協議会  
(第1回)  
議事録

内閣府（防災担当）  
東京都総合防災部

# 首都圏における広域降灰対策具体化協議会 ( 第 1 回 )

## 議 事 次 第

日 時：令和8年3月25日（水）16時00分～17時00分  
場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 首都圏における広域降灰対策具体化協議会の開催について
- (2) これまでの広域降灰対策の検討状況について
- (3) 当面の協議事項と今後の協議の進め方について
- (4) その他

### 3. 閉 会

#### <配布資料>

##### 議事次第等

- 資料1 首都圏における広域降灰対策具体化協議会 開催趣旨
- 資料2 首都圏における広域降灰対策具体化協議会 規約（案）
- 資料3 降灰の影響と富士山噴火による降灰分布の想定
- 資料4 これまでの内閣府の広域降灰対策の検討状況
- 資料5 これまでの東京都の降灰対策の検討状況
- 資料6 当面の協議事項と今後の協議の進め方
- 資料7 ワーキンググループの構成員（案）
- 参考資料1 首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月、内閣府）
- 参考資料2 大規模噴火降灰対応指針（令和5年12月、東京都）
- 参考資料3 東京都地域防災計画火山編（令和7年修正、東京都）

○内閣府（五十嵐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」の第1回会合を開催いたします。

私は内閣府防災担当の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

本日は対面とWeb会議の併用方式での開催とさせていただきます。オンライン参加の方のハウリング防止のため、ご発言いただく場合以外には、マイクをミュートにいただき、イヤホンの着用をお願いいたします。また、ご発言いただく際は、webex内のチャット機能を利用して発言ありの旨を入力いただき、指名を受けた上で、ご自身でマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。まず議事次第として、資料1から資料7までございます。参考資料1としまして、ガイドラインの冊子を配付させていただきます。参考資料2及び3については、データでのみ配布、席上の配布はしておりませんので、ご了承ください。もし資料が不足している場合は、会議の途中でも事務局までお知らせください。

また、本日の議事はすべて公開、Web傍聴可能としておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、座長の内閣府参事官の森久保及び東京都総務局防災計画担当部長の田代よりご挨拶を申し上げます。

○内閣府（森久保）

内閣府の防災担当におります森久保と申します。本日はWebと併用でございますので着座にて失礼させていただきます。「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」の第1回の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございます。

富士山で大規模噴火が発生した場合には、火山周辺の地域だけではなく、火山から遠く離れた首都圏を含む地域においても、降灰により国民生活、社会活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。そのため、内閣府では、有識者会議を経て、令和7年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を策定し、広域降灰対策の基本方針、具体的な対策の検討を進めるにあたっての考え方、留意すべき事項を取りまとめたところでございます。今後、広域降灰対策を推進していくには、インフラやライフラインをはじめとして、住民の行動や生活の継続の支援等を担う関係機関が連携して、具体的な対策を協議していく必要があります。そのため、東京都と共同で、実際に対策を担われる多くの機関の方々にご参加いただき、本協議会を開催する運びとなりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

政府としましては、徹底した事前防災の推進、発災時から復旧復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁を、今年中に設置するための法案を今国会に提出するなど、さらなる防災対策の強化に向けた準備を進めており、この協議会もその一環として取り組んで参ります。

いつ起こるかかわからない火山噴火に対しても、災害が発生する前からの備えをさらに充実していく必要があります。防災が日常となる社会を目指していきたいと考えております。本協議会において各機関が連携した広域降灰対策の具体化に向けた協議が進むようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○内閣府（五十嵐）

次に、田代部長お願いいたします。

○東京都（田代）

東京都総務局総合防災部防災計画担当部長の田代でございます。私も着座にて失礼いたします。開会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

富士山につきましては1707年の宝永噴火から300年以上が経過しておりまして、いつ起こるとも知れない噴火の備えを強化していくということが喫緊の課題でございます。国の方から公表されておりますシミュレーションによりますと、富士山が大噴火した場合、風向きなどによっては、都内においても、多摩地域をはじめ、区部の大部分で降灰が大量かつ広範囲に降り積もり、交通インフラやライフライン等への甚大な影響が想定をされております。こうしたリスクへの備えを進めていくため、都は昨年5月に地域防災計画火山編の修正を行いまして、降灰対策に係る各機関の役割分担ですとか、都市機能や都民の生活を守るための予防・応急復旧策を盛り込むとともに、同計画を踏まえ降灰対策を推進しているところでございます。

一方、降灰への影響は非常に広くに及ぶものですから、国や首都圏の自治体、関係機関の皆様との連携を深めまして、都県を越えた広域的な対策を、具体化する必要がございます。そこで本日新たに立ち上げますこちらの「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」におきましては、皆様とともに、広域的な降灰対策と、それを踏まえた地域の実情に応じた対策の検討を進めて参りたいと考えております。都市機能が集結する現在の都市におきまして、大量の降灰に見舞われた事例はないため、難易度の高い検討テーマであるということは事実でございますが、本協議会での議論を通じましてより実効性のある降灰対策につなげて参りたいと考えてございます。そのためにも皆様方から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○内閣府（五十嵐）

本日の出席者につきましては、お配りしている出席者名簿にてご紹介に代えさせていただきます。なお、KDDI株式会社様が代理でのご出席、関東鉄道協会様は欠席傍聴のみと伺っております。また、道路事情により、まだこちらに到着されていないという方もいらっしゃいますけれども、遅れて参加との連絡をいただいております。

それでは、メディアの方はここでご退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

それではここからの進行は座長をお願いいたします。

○内閣府（森久保）

それでは以降の進行をさせていただきます。

では早速ではございますが、資料1及び2につきまして事務局より説明をお願いします。

○内閣府（今村）

事務局の今村と申します。

それでは資料1、開催趣旨、また資料2、本協議会の規約の案等につきましてご説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧ください。資料1の2ページ目でございますけれども、こちらは本協議会の開催についての概要をまとめた資料でございます。左側、趣旨について先ほどの挨拶にもございましたけれども、富士山でもし大規模な噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰によりまして、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。このため、内閣府では昨年3月にガイドラインを取りまとめた他、東京都におかれましては、昨年5月に地域防災計画火山編の修正というものを行われております。それを受けまして、今般、内閣府と東京都の共同でこの協議会を開催させていただき、東京都をモデルケースとして富士山噴火の際の降灰の分布やシミュレーションをしたものに基づいて、災害リスク評価として関係機関が連携して広域降灰対策の具体化を推進するための協議を行う、というものを趣旨としております。

主な協議内容ですけれども、2点ございます。広域にわたる降灰対策の具体化、及びそれを推進していくこと。また、先ほど東京都モデルケースとすると申し上げましたけれども、この東京都をモデルとして、地域の実情に応じた具体的な降灰対策というものを今後検討して参りたいと思っております。そのため、座長を内閣府、東京都とし、本日オンラインを含め、関係省庁の地方支分部局の皆様にご参加いただき、東京都の関係部局、周辺県、埼玉県千葉県神奈川県神奈川県の皆様。また、市区町村を代表しまして東京都千代田区、町田市の皆様、そしてライフラインやインフラの関係機関等の皆様にお集まりをいただき、本協議会を開催させていただいております。

主な協議内容の一番下、今回の協議内容をもって、この先、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の改定や、東京都の地域防災計画の修正を含めて、各機関の防災計画だったり、防災業務計画だったりというような各種計画の改定につなげていただければと思っております。また、このような検討の内容、協議の内容が他の地域の対策の検討にも資するものにとできたらと考えております。

次のページめくっていただきまして、広域降灰対策の検討の経緯というものでございます。この後、資料3から5でもご説明をさせていただきますけれども、概要についてご説明させていただきます。まず一番上の箱書きですけれども、大規模噴火時の広域降灰対策としまして、富士山噴火をモデルケースとして、検討を行う前提となる火山灰の分布、降灰分布とそれによって交通機関やライフラインの等にどのような影響があるかということを中心に、中央防災会議の下でのワーキンググループで令和2年4月にお示しをさせていただきました。

次に、真ん中の箱書きのところですが、左側に国、右側に東京都のそれぞれの対策の検討状況を書かせていただいております。国としては、「首都圏における広域防災対策ガイドライン」というところで降灰の状況に応じた広域降灰対策の基本方針、また、今後具体的な対策の検討を進めるにあたっての考え方や留意事項というものをまとめさせていただきました。また、東京都におかれましては、令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」をまとめられ、

先ほどのご挨拶にもありました通り東京都地域防災計画の火山編の修正を行っております。これらを受けましてさらに対策の具体化をするために、今回の協議会を開催させていただいているというのが、これまでの検討の経緯でございます。

続きまして、資料2についても併せてご説明させていただきます。本協議会の規約の案でございます。第1条は名称になります。第2条の目的につきましては先ほどご説明をさせていただきました趣旨について、ここにそのまま書かせていただいております。

第3条、組織についてですけれども、後ろのページに構成員を、お集まりの皆様の役職名で記載をさせていただいているところでございます。座長はすでにご挨拶をさせていただいておりますが、内閣府または東京都の共同で務めさせていただいております。

次に第4条、この協議会についてでございますけれども、協議会は座長が招集するということで、先ほど申し上げました構成員、またオブザーバーの他、構成員以外の者を出席させて意見を求めることもできるという形にさせていただいております。また、第3項としまして会議、本日もWebで報道機関等の皆様も傍聴をいただいておりますけれども、会議、会議録または会議に係る資料は、公開することとさせていただいております。ただし座長が公にすることにより支障があると認める場合においては、本日は資料等すべて公開でございますけれども、もしそのようなことがあると認める場合は一部を非公開とするということもできるような規約としてさせていただいております。

次に第5条、ワーキンググループにつきましては、この後の今後の協議の進め方のところでご説明をさせていただきますが、この協議会の円滑な運営を行うためにワーキンググループを置くことができることとさせていただいております。第3項ですけれども、このワーキンググループはこの協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、様々な検討調整というようなものを行うことを目的としておりまして、結果を協議会へ報告をするという形をとさせていただきたいと考えております。第4項ですけれども、ワーキンググループにつきましては、未確定情報取り扱うため非公開としたいと考えておりまして、そのワーキンググループの協議の結果は、この広域降灰協議会へ報告することにより公開という形をとらせていただきたいと考えております。

第6条、事務局については、内閣府、また、東京都が共同で処理をさせていただきます。

まためくっていただきまして、第7条は雑則として、その他必要な事項は座長が協議会に諮って定めることとさせていただきたいと思っております。別紙は先ほど申し上げました構成員、またオブザーバーというところで記載をさせていただいております。説明は以上になります。

#### ○内閣府（森久保）

本日は初回でございますので、開催趣旨等規約案についてご説明させていただきました。

何かご意見ご質問ございますでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。よろしければ特段のご意見がないこととしてまとめさせていただきます

すので、（案）とついておりますけれども、本日で施行させていただきまして、今後そのように取り扱いをさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは先に進みたいと思います。続きまして、資料の3から5につきまして事務局により説明をお願いします。

#### ○内閣府（今村）

事務局でございます。ご説明させていただきます。

まず資料3につきまして、降灰の影響と富士山噴火による降灰分布の想定です。資料1の最初にもありましたが、令和2年4月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめました、検討を行う前提となる降灰分布、またライフラインや交通機関への影響がどのようなものかというところをご説明させていただきます。

2ページ目、こちらは過去の噴火の例というところで、江戸時代にごございました富士山の宝永噴火の例でございます。こちらは富士山の噴火の中でもわかっている中で最も多く火山灰を噴出した例になります。16日間にわたって降灰が継続して、総量で17億立米という大量の火山灰が堆積いたしました。このように噴火は約2週間続き、また火山灰の量が非常に多いというような実績がございます。また、噴火は消長を繰り返すということがありますけれども、こういった過去の研究成果で、ある程度噴火がどのように継続した、どのような推移をたどったかというのがわかっているという噴火でもございます。

3ページ目、こちらが中央防災会議の下のワーキンググループで取りまとめられたものの概要でございます。先ほど申し上げました1707年の宝永噴火、こちらの規模をモデルケースとしまして、真ん中の図、左側が3時間後、右側が最終の状況というところでございます。先ほどの1707年の宝永噴火の規模の噴火をモデルケースとしまして、一番首都圏に影響の大きい西南西風の風のケースで考えたものでございます。この真ん中の図のように、3時間、もっと言うと2時間というようなところで、東京都心まで火山灰が降り始めているほか、消長を繰り返しながら継続をしまして、いろいろなインフラに影響を与えるということが取りまとめられているというところでございます。

次のページにいただいていただきまして、まず火山灰によってどういった影響があるかを、いろいろな分野ごとにまとめたものが4ページ目になります。上から、鉄道によっては微量の降灰でも地上路線の運行が停止をする。また地下路線でも需要の増加や、車両の不足等によって運行の停止や輸送量の低下が発生する。道路においては乾燥時10センチ以上、降雨時はぬかるんで3センチ以上の降灰で普通2WDの車が通行不能になる。それ以下でも、安全な運行が困難になったり速度低下による渋滞が生じたりということが考えられます。飛行機においては大気中に火山灰が存在するという区域では、迂回等の措置が必要で飛ぶのが難しいということです。

こういった形で、交通手段に限られるということから、物資においては交通支障が生じると生活物資の入手が困難になる、というようなこと。ライフラインにつきまして、電力においては3mm以上の降灰で、さらに雨が降ったときにおいて、碍子の絶縁の低下による停電が発生する可能性があるということ。停電が発生すると、通信においても障害が発生するというような影響が出てきます。上下水道というところですけども、まず上水道は原水の水質が悪化をして浄水施設の処理能力を超える可能性があるほか、停電のエリアでは断水が発生する可能性があ

るいうところ。下水道においては、今申し上げた停電による影響のほか、雨が降った場合には、雨水の閉塞、下水道が詰まってしまい雨水があふれてしまう可能性があります。建物等は都心ではここまでの降灰は想定しておりませんが、火山灰の多い地域、30センチ以上の堆積になった場合に、さらにそこに雨が降って重くなると、木造家屋が火山灰の重みにより倒壊するものが発生する可能性があると考えております。また、健康被害としても、鼻・のど・気管支等に異常が生じることがあるとまとめられております。

その火山灰の分布想定はどのようなものかというところが5ページ目から入ってございます。先ほど申し上げた富士山の宝永規模の噴火で風向きを西南西にしたものでございます。5ページには、グラフを載せております。各地点において火山灰がどのように影響するかというところが、グラフで見てとれるかと思えます。

6ページ目から先がパラパラ漫画のようになっておりますけれども、3時間後、6時間、1日、15日となっておりますけれども徐々に火山灰が増えていくというところが見て取れるかと思えます。5ページ目に戻っていただきまして、グラフが非常に増えている時間、または横になだらかになっているというのを見て取れますように、実際には噴火の規模が非常に激しい時間帯、またそれほどでもない時間帯、またさらに言うと風向きによって変わっていきます。このため、火山灰が激しく降る時間帯、またあまり降らない時間帯というように、地点地点で見ますと、火山灰が降ったり止んだりということが想定をされております。なおこれはあくまで検討のための一例で、実際には風向きまたは風速、噴火の規模というようなところで大きく変わり得るので、あくまで将来の富士山噴火の状況を示したものではないというところに注意が必要です。こちらが資料3になります。

続けて、資料4についてもご説明させていただきます。これまでの内閣府の検討状況というところ。先ほど概要でもご説明をしました通り、2ページ目ですけれども、昨年度内閣府を事務局としまして、「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催いたしました。右上に委員の名簿が載っておりますけれども、東京大学名誉教授の藤井座長をはじめとする有識者の方々にお集まりをいただき、降灰の状況ごとにおける対策の基本方針、また考え方、留意すべき事項というものを検討テーマに分けて検討して参りました。令和6年の7月から検討を始めまして、昨年3月に検討会の報告書、またガイドラインの公表というところでございます。その概要について、次のページでご説明させていただきます。

3ページ目ですけれども、降灰による影響や、被害というところは先ほど前提の条件でご説明をしたものと同じです。その上で、考え方としまして一番右下ですけれども、火山灰にどのような特徴があるかといいますと、例えば津波とか他の災害に比べ、触れただけとかすぐに流されて命の危険を及ぼすというものではないので、緊急的直接的な命の危険というわけでない。また首都圏を検討するにあたって、非常に（影響する）人口が多いということで、例えば何千万人という方をすぐに避難をさせるというようなこともなかなか難しい。また、噴火、予測の不確実性として、先ほど風向きで大きく火山灰が変わると申し上げました。今日噴火するか明日噴火するかでも、火山灰の降る地域が大きく変わる。また噴火の規模が大きいかそれほどでもないかでも、火山灰の降り方が全然違うので、そういった予測の不確実性がある、というところが前提としてございます。

これを踏まえまして、広域降灰対策の基本方針を4ページ目にまとめさせていただいており

ます。4ページ目にあります通り、一番上の赤い文字のところですが、できる限り降灰域内にとどまって自宅等で生活を継続しましょう、ということの基本方針として掲げております。ただし、状況によっては直ちに命の危険がある場合も想定されております。どのような場合かといいますと、火山灰が非常に多く降灰厚が30センチ以上ある地域の木造家屋だとか、土石流の危険がある地域だとか、要配慮者の方、自助共助で生活の継続ができない、インフラが止まってしまうと直ちに命の危険がある、こういった方においては避難の行動する必要があります、ということの基本方針としてまとめております。このように、生活を継続するために日頃から十分な備蓄が重要であり、ライフライン等の復旧や物資輸送等を確保していく必要がある。また、火山灰の状況に応じて対応をするには、降灰の予測もしっかり活用して、早めの対応をしていこうということ。また、火山灰の処理には仮置き場の確保をした上で、最終的に様々な手段で処理をしていくことを基本方針として掲げております。

中身としまして、各テーマにおいて下側の方に書いております7つのテーマにおいてそれぞれの考え方、留意点をまとめさせていただいております。住民の安全確保というところは、今申し上げた内容になります。また、2番の降灰の予測状況の把握ですが、まず火山灰への対策、対応のトリガーとなるような情報提供する必要があつて、降灰の予測情報について提供いただきたいところを、現在気象庁さんにおいて検討中と伺っております。また、国・自治体が連携して、各地の降灰量の測定が必要とまとめております。また3番目、情報の発信の他に周知啓発をしていく必要があるということ。4つ目の輸送・移動手段においては、優先度の高い拠点を検討した上で、人員資機材を集中して必要な経路を確保するほか、日頃からの訓練等を実施していくというような内容。5番目、物の供給としましては、自宅での生活の継続のための物資供給体制を構築するほかに、火山灰の降灰対策用品の供給が必要ということ。またライフラインにおいても、迅速な復旧に努める他に平時からの備蓄等の対策をしていただきたいと思います。火山灰の処理についても、施設管理者等がそれぞれ処分をした上で、対応機関については事前選定をしておく。また様々な手段を組み合わせる処理をしていくことをガイドラインでまとめさせていただきました。

5ページ目ですけれども、こちらについては、火山灰、その量に応じてですね、様々な分野で被害が生じるということをご説明させていただきました。そういった被害の様相を4つのステージに区分して対策の考え方とかを整理をしていこうと考えております。左側からステージ1、火山灰の少ない方からステージ1～4とありまして、火山灰が微量であれば自宅等で生活を継続していただく。2や3、道路が通れなくなるような火山灰の量でも、自宅の生活をしていただいた上で、早期の復旧に取り組んでいこうというようなところ。ステージ4までいきますと、火山灰の量が非常に多いので、木造家屋からは原則避難をしていただく必要があるというような形で、ステージに分けた考え方をまとめております。

また6ページ目、7ページ目は各自治体の対応事項だとか被害の状況によっての対応の流れというところを概要でまとめております。本日は説明としては省略をさせていただきますが今後高度化、各対応の具体化をしていければと考えております。

次に8ページ目からはガイドラインを出した後、すなわち今年度の取り組みですけれども、首都圏はなかなか火山灰の馴染みがない火山から離れた地域ですので、こういった被害が起こり得るということについて普及啓発の動画を公開させていただきました。火山現象や降灰の影

響というものについて昨年8月に公開をしており、続編として備えについても、ガイドラインを踏まえた内容について今映像を作成しており、近日公開予定でございます。

また9ページ目、このような広域降灰の影響を理解いただいて日ごろから備えていただいたり、そのような対策を進めていただけるように、火山灰への備えに関するリーフレットだとか漫画冊子を気象庁さんや文部科学省さん、火山本部の事務局の方々にもご協力をいただいて作成をしているというところです。こちらも近日公開予定でございます。

これまでの内閣府の検討状況は以上になります。

## ○東京都（濱本）

東京都総務局総合防災部の濱本でございます。資料5に基づきまして、東京都の降灰対策について説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をご覧ください。「これまでの都における降灰対策の検討経緯」「東京都地域防災計画（火山編）修正の概要」「東京都における富士山噴火降灰への対策（例）」の3点について、説明させていただきたいと思っております。

3ページ目をご覧ください。「東京都の降灰対策の検討経緯」について、説明させていただきます。都は、平成27年度に活火山法が改正されて以来、火山灰の最終処分の法的整備や避難のタイミング等についての明確な指針の提示など、大規模噴火時の降灰対策に係る国要望を実施させていただいております。また、令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、都市活動を維持するための対策など、都が進めるべき降灰対策の方向性を明らかにしました。この指針を踏まえ、令和7年5月に「地域防災計画火山編」を修正するとともに、現在、同計画を踏まえまして、降灰対策を進めてございます。

4ページをご覧ください。「地域防災計画の修正概要」について、説明致します。

次の5ページに基づいて、計画のポイント等を説明させていただきたいと思っております。地域防災計画火山編は、災害対策基本法に基づく法定計画でございます。噴火災害に係る予防、応急・復旧策などを内容とし、都の火山防災対策の羅針盤となる計画でございます。構成としましては、富士山噴火降灰対策編と、島しょ火山編の2つで構成してございますが、今回、富士山噴火降灰対策に絞って説明させていただきたいと思っております。まず、修正のポイントでございますが、令和5年12月に策定した「大規模噴火降灰対応指針」における降灰対策の方向性を踏まえまして、関係機関の役割分担を示すとともに、都市機能や都民生活を守るための降灰対策を具体化いたしました。また、ページの下の方にございます通り、目指すべき到達目標を新たに設定した他、自助互助の取組促進に向けた対策を充実させたこともポイントでございます。

続いて、6ページの赤枠部分をご覧ください。計画に盛り込んだ「今後の主な対策」をご紹介させていただきたいと思っております。「降灰状況の把握」に関しましては、降灰厚を把握する主体や手順を示したほか、都の災害情報システムを再構築し、降灰情報を地図上で表示すること等を盛り込んでおります。「交通インフラ対策」につきましては、後程詳しくご紹介いたしますが、優先的に除灰する具体的な路線の指定などを盛り込んでございます。また、「ライフライン対策」につきましては、ライフライン事業者等が行うべき予防・応急復旧策を拡充させていただいております。また、「火山灰処理」につきましては、仮置き場の候補地の選定基準などを盛り込んでございます。「避難」につきましてはこの後ご紹介いたしますが、

住民等の避難基準等を盛り込ませていただいております。また「物資の供給」につきましては、降灰時も物流が滞らないよう、物資輸送車両の走行性能を把握したうえで、降灰時の物資輸送方針を策定することなどを盛り込んでございます。これにつきましては今年度物流拠点の立地状況の調査や、貨物車両を火山灰を敷いた路面で走行させ、その性能を把握する調査を実施しておりまして、これらを踏まえまして、道路の降灰状況等を踏まえた代替ルート等の対策を検討していきたいと考えてございます。

続きまして7ページ目をご覧ください。最後に、「東京都における富士山噴火降灰への対策(例)」として、都が進めている取組をいくつかご説明させていただきたいと思っております。

8ページ目をご覧ください。道路除灰に関する取組についてでございます。迅速な道路除灰に向け、優先的にアクセスを確保する拠点と、それをつなぐ路線の指定を行いました。具体的には、官公庁等の応急対策の中核機関や、生活維持に必要な医療機関やライフライン施設などの重要施設を拠点としまして、それらをつなぐ道路を優先除灰道路として指定しました。資料の右の図にある通り、路線図を地域防災計画に今般位置付けさせていただいております。また道路除灰の手順の基本的な考え方ですが、原則としまして、優先除灰道路の上下1車線を除灰し通行を回復させることとしてございます。除灰手順のイメージを図でお示ししてございますが、具体的な道路除灰の手順としましては、各道路管理者が定めることとしてございます。またロードスイーパー等の道路除灰資機材を確保するために昨年度、関係団体と協定を締結いたしました。さらに今年度、道路から迅速に火山灰除去を行うための訓練を実施するとともに、道路除灰マニュアルの策定に取り組んでございます。

そして9ページ目をご覧ください。ライフライン対策として、都が管理者として取り組んでいる対策について、説明させていただきたいと思っております。まず水道施設でございますが、降灰に備え、浄水処理の最終工程である急速濾過池の覆蓋化を、すべての浄水場で完了してございます。また、降灰時に水質基準を超える恐れのある浄水場については、沈殿池にシート型の覆蓋を設置してございます。

さらに送水管ネットワークにより、ある浄水場に処理能力低下などの被害が発生した場合、他の浄水場から送水できるバックアップ体制を確保してございます。また、下水道につきましては、降灰時に下水管に火山灰が詰まった場合、まず高圧洗浄が有効ですが、発災時に洗浄水が確保できない場合に備え、溜った火山灰をドリルで除去する技術を開発しました。また、非常用発電に必要な灯油の入手が困難となった場合に備えまして、都市ガスも併用して運転できる、デュアルフューエル発電設備を導入するなどの取組を推進してございます。

続きまして10ページ目をご覧ください。火山灰の処理に関してですが、降灰時、最悪のケースでは、都内に膨大な量の火山灰が降ると想定されることから、除去した火山灰を、一時的に集積する場所の確保が必要となっております。このため、今回の地域防災計画の修正におきまして、仮置き場の選定基準を設定いたしました。具体的には一定の面積を有する公有地などを想定してございますが、火山灰の流出の恐れのない平坦な場所であることや、ダンプトラックが搬入搬出できるルートが確保されていることなどの条件を設定いたしました。この基準を踏まえまして、現在、候補地の選定に向けて、区市町村と調整を行ってございます。

また降灰時の避難の基準も定めてございます。具体的には言えば、令和5年度に策定した指針の考え方をベースとし、降灰厚やライフラインなどの状況に応じて4区分に分けて避難の必

要性を判断することとしてございます。具体的には在宅避難を基本としまして、ライフライン復旧の長期化など、降灰状況によっては避難所等への避難を想定してございます。また、降灰時に木造建物の倒壊リスクのある降灰 30 c m以上のエリアは、域外避難としてございます。

11 ページ目をご覧ください。最後に、降灰に対する理解促進のための普及啓発についてでございます。降灰による影響などに対する理解を深め、自分事として平時から噴火への備えを行っていただけるよう、富士山が噴火すると東京はどうなるのか、噴火したらどうすればいいかについて、分かりやすく紹介した動画や特設サイト、リーフレットを昨年 8 月にリリースいたしました。動画は、特設サイトのほか、SNS や街頭ビジョンなどの民間媒体も活用しながら広く情報発信を行ってございます。時間の都合上、動画の放映は割愛させていただきますが、資料に特設サイトのリンクを添付してございますので、よろしければお時間がある時にご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○内閣府（森久保）

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました、資料 3、4、5 につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（意見無し）

よろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただいて、また後程戻っても結構でございますので、何かありましたらお願いいたします。

それでは次の資料でございます。資料 6 と 7 につきまして説明をお願いいたします。

○内閣府（今村）

事務局でございます。資料 6、7 についてご説明させていただきます。

資料 6 をご覧ください。1 ページおめくりいただきまして、「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」の協議内容ということで、今後協議を進めていきたい内容についてご説明させていただきます。

こちらは先ほど資料 4 でご説明をさせていただきました、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の基本方針になります。できる限り降灰域内にとどまって自宅等で生活を継続することが基本です。ただし状況によっては、避難等は行動をとる必要がある、という形でご説明をさせていただきました。この基本方針の特に一番最初の部分、住民の行動、また生活継続に関する部分を重点的に具体的な対策の整理をしていきたいと考えております。

下の青い四角の中でございますけれども、特に自宅等における生活継続のための対策、ライフラインの維持、復旧物資輸送の確保というような、維持復旧、輸送の確保というようなところを実施したいと考えております。またもう 1 つ、被害の様相に応じた安全な行動のための対策というところで、自宅生活をするため噴火初期における自宅等への移動。また火山灰が非常に増えたステージの 4 における安全確保、例えば避難といったような行動のための対策を考えると必要があると考えました。またこの他、上の基本方針にあります通り、日頃からの備蓄、こ

ういった普及啓発も重要です。加えて、降灰の予測を活用した対応、また火山灰の処理についての具体的な対策も今後協議をさせていただきたいと考えております。

これを受けまして次のページでございますけれども、この協議会で扱うテーマを5つに整理しております。本協議会においては先ほど申し上げたようにガイドライン、また東京都の地域防災計画の内容を踏まえて、自宅等における生活継続のための対策と、被害の様相に応じた安全な行動のための対策を中心として具体的な対策を協議していきたいと考えております。

テーマ5つ挙げさせていただいております。非常に多岐にわたります。テーマの1ですけれども、生活の継続のための対策としまして、自宅で生活を継続するためには、先ほどから維持復旧のことを申し上げましたけれども、それを優先する拠点、その優先度をつけながら考えていく必要があると考えております。また、生活の継続や社会経済活動の維持、こういったものにも含めて、物資供給配布体制の対策についてより具体的な対応の協議をしていきたいと考えております。テーマの2、被害の様相に応じた安全な行動のための対策としまして、交通機関の状況を踏まえた上での噴火前後の住民の行動、またステージ4における避難が必要な場合の対応や対策につきまして、ガイドラインを踏まえて具体的な対策の協議をしていきたいと考えております。また、テーマの3、火山灰の処理でございますけれども、火山灰の収集方法や仮置き場の選定等をはじめとしまして、火山灰の収集から仮置きなどの火山灰の処理について、事例等も踏まえながら具体的な対応について協議をしていきたいと考えております。なお火山灰の最終処分については、ご意見もいただきながら国において引き続き検討して参ります。テーマの4、降灰予測・状況把握につきましてです。降灰の予測情報の検討状況の他、実際に降った火山灰をどのように把握していくかという状況把握の方法についても協議をしていきたいと考えております。テーマの5、普及啓発・情報発信でございますけれども、降灰後に住民や企業などが適切な対応を行うために、平時から普及啓発すべき事項や備えておくべき事項の他、緊急時にどのような呼びかけをするか、情報発信をするかという内容についても協議をしていきたいと考えております。

なお、これらは多岐にわたる分野でございますけれども、すでに具体的な対策の検討を進めている分野もございます。こういった対策の検討状況について、それぞれで検討いただいている分野につきましては、本協議会で情報共有をした上で、それを他の地域、また他の分野の対策の推進に資するものにしていきたいと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。多岐に渡るテーマがあると申し上げました。その中で、関係機関が特に連携をして重点的に協議をしていく必要があるテーマにつきましては、規約のご説明のときにも少し触れさせていただきましたが、本協議会の下にワーキングを設置した上で、その中で具体的な対応を協議していきたいと考えております。現在考えておりますワーキングは3つでございます。左から生活継続ワーキング、真ん中の住民行動・普及・情報発信ワーキング、右側が火山灰の処理ワーキングでございます。左側の生活継続ワーキングでは主にテーマ1について協議をしていきたいと考えておりまして、維持・復旧を優先する拠点の考え方や物資供給・配布体制というところをイメージしております。真ん中、住民行動・普及・情報発信ワーキングにつきましては、主にテーマ2について協議をした上で、テーマ5についてもそのあとに協議をしていきたいと考えております。噴火前後の住民の行動や避難が必要な場合の対応、それを受けてですね、平時から普及啓発で実行や緊急時の呼びかけ内容などを検討してい

ただきたい、協議をしていきたいと考えています。最後に右側、火山灰の処理のワーキングにつきましても、火山灰をどのように収集していくかということ。また、仮置き場の選定で主にテーマ3の内容について協議をしていただくと考えております。

これら各ワーキングにおきましての構成員につきましても資料7をご覧ください。事前の様々ご相談をさせていただきました通り、ワーキンググループの構成員の案を資料7の通り、ワーキング毎に構成員、オブザーバーに分け、役職名並べさせていただいております。このようなメンバー構成員でワーキングを進めていきたいと考えております。なお、先ほどもテーマのところで申し上げましたけれども、輸送移動手段やライフライン等各分野で対策、検討が進められているものがございます。こういったものにつきましても、ぜひこの状況をワーキングで情報共有していただきたいと考えております。

また、テーマ4の降灰予測・状況把握につきましても、先ほど内閣府の検討状況の資料で少し触れさせていただきましたが、すでに具体的な対策の検討、降灰の予測情報について、気象庁さんを中心に検討を進められているため、ここでワーキングの設置は現時点で考えておりません。

今後こういった協議の進め方について、次のページでご説明させていただきます。一番上の四角、本日の第1回の協議会でございます。これまでの検討経緯はこの協議会の進め方にてご説明させていただきました。今後、先ほどのページでご説明をしました各ワーキングを立ち上げて開催して、それぞれのテーマの具体的な内容を協議していきたいと考えております。また、各分野において検討を進めていただいている内容も、それぞれ進めていただいたものを持ち寄っていただき情報共有し、第2回の協議会を次年度、開催をしたいと考えております。

協議した内容の進捗情報の実施状況等の共有を行った上で、以降も協議会ワーキングを適宜開催させていただいて協議をした上で、ゴールは数年後を目途として書かせていただいております。例えば内閣府ですと「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の改定、また東京都の地域防災計画火山編の修正、また関係機関の皆様におかれましても、各種防災業務計画や地域防災計画などの、構成員の皆さんの業務計画等への反映の検討をお願いできればという形で今後進めていきたいと考えております。説明は以上になります。

#### ○内閣府（森久保）

それではただいまご説明がありました資料6と7につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

（意見なし）

資料も含めまして、何かございましたらお願いいたします。

（意見なし）

よろしいでしょうか。本日第1回目ということでございまして協議会の方針の確認ということで進めさせていただきました。特にご質問ご意見がないようでしたら、本日の議事

は以上でございますので、以上とさせていただきますして進行を司会の方へ返させていただきます。

○内閣府（五十嵐）

皆様どうもありがとうございました。

次回の予定につきましては、後日事務局より日程調整等の連絡をさせていただきます。また、本日の資料につきましては、内閣府及び東京都のホームページにそれぞれ掲載させていただきます。議事録や議事要旨については作成次第、構成員の皆様にご確認をいただいた上で、それぞれホームページで公表しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回の協議会を終了いたします。ありがとうございました。